

改正概要説明書	
国名： 欧州特許庁 (EP)	法令名： EP 特許条約規則
改正情報： 2012 年 6 月 27 日改正	
<p><b>改正概要：</b></p> <p><b>1. 先の出願の翻訳文が提出されないことによる優先権の喪失について(規則 53)</b>          所定の期限内に優先権主張の基礎とした先の出願の翻訳文が提出されない場合、当該優先権主張が認められない旨が明示された。</p> <p><b>2. 「特許を付与する意向である旨の通知」後の手続等について(規則 71)</b>          「特許を付与する意向である旨の通知」(規則 71(3))の際に、当該出願に係る書誌的データの確認が求められるようになった。          「特許を付与する意向である旨の通知」後に、出願人がクレームの補正を行い、かつ審査部が当該補正に同意する場合には、新たな「特許を付与する意向である旨の通知」がなされることになった。          クレームの翻訳文の提出並びに特許付与及び公告のための手数料の納付については、この新たな「特許を付与する意向である旨の通知」により指示される期間内に行うことができるようになった。</p> <p><b>3. 欧州特許庁ウェブページの記載について(規則 82, 95)</b>          規則 82(2)及び95(3)において、「(異議申立部が特許権者に対し訂正クレームの翻訳文の提出を求める際には、)欧州特許条約第 65 条(1)に規定に基づき翻訳文提出を要求する条約締約国に関する情報を掲載した欧州特許庁ウェブページを記載しなければならない」との規定が削除された。</p> <p><b>4. 期間の変更について(規則 161, 162)</b>          欧州特許庁が国際調査機関として作成した見解書又は国際予備審査報告書を受取った後に認められる出願の補正の期間は、それらの通知から 1 月であったものが、6 月に変更された(規則 161)。          また、16 以上のクレームに対して課されるクレーム手数料の納付可能期間が、クレーム手数料が未払である旨の通知から 1 月であったものが、6 月に変更された(規則 162)。</p>	
<p><b>改正内容：</b></p> <p><b>規則 53 優先権書類</b>          旧(3)において、「先の出願の要求された翻訳文が期限内に提出されない場合は、欧州特許出願又は当該出願に関する欧州特許についての優先権は失われる。欧州特許の出願人又は所有者はその旨通知を受ける。」が追加された。</p> <p><b>規則71 審査手続</b>          ・旧(3)において、「特許の付与において使用する予定の正文を通知」が「特許の付与を意</p>	

図する正文及び関係する書誌的データを通知」に変更された。

・旧(3)において、「出願人がこの期間内に、手数料を納付し、また、翻訳文を提出した場合は、出願人は、特許の付与において使用される予定の正文を承認したものとみなす。」が、新たに(5)として「出願人が、(3)に定める期間内に、(3)及び場合により(4)に基づく手数料を納付し、かつ、(3)に基づく翻訳文を提出した場合は、出願人は、(3)に基づいて通知を受けた正文を承認し、かつ、書誌的データを確認したものとみなされる。」と変更された。

・旧(4)において、「出願人が、(3)に定めた期間内に規則137(3)に基づく補正又は規則139に基づく過誤の訂正を要求した場合において、クレームが補正又は訂正されたときは、出願人は、補正又は訂正後のクレームの翻訳文を提出しなければならない。出願人がこの期間内に手数料を納付し、翻訳文を提出した場合は、出願人は、補正又は訂正された形式での特許の付与を承認したものとみなす。」が削除され、補正及び訂正に関して新たに(6)として「出願人が、(3)に基づく期間内に、通知された正文への理由を付した補正又は訂正を請求するか又は自己が提出した最後の意見書に従う場合において、審査部は、自ら承諾するときは、(3)に基づく新たな通知を発行する。そうでない場合は、審査手続を再開する。」が追加された。

・旧(5)において、「審査部は、(4)に基づいて要求された補正又は訂正に同意しない場合は、決定を行う前に出願人に対し、指定する期間内にその意見書及び審査部が必要と考える補正書、並びにクレームが補正される場合は補正後のクレームの翻訳文を提出する機会を与える。出願人が当該補正書を提出したときは、出願人は、補正した形式での特許の付与を承認したものとみなす。」が削除され、新たに規則71a(6)となった。

・旧(6)は、新たに(4)となった。

・旧(8)は、新たに規則71a(3)となった。

・旧(9)は、新たに規則71a(4)となった。

・旧(10)は、削除された。

・旧(11)は、新たに規則71a(1)となり、「すべての手数料が納付され、手続言語以外の2の欧州特許庁の公用語によるクレームの翻訳文が提出され、更に付与されるべき旨の通知に関して合意が存在する場合は、欧州特許付与の決定が発令される。」が追加された。

#### **規則71a 付与手続の終結**

(2)及び(5)は、新設規則である。

#### **規則 82 訂正された形式での欧州特許の維持**

(2)において、「この求めは、締約国における第 65 条(1)に基づく翻訳文の要求に関する情報が公表されている欧州特許庁のウェブサイトへの言及を含まなければならない。」が削除された。

**規則 95 請求についての決定**

(3)において、「この求めは、締約国における第 65 条(1)に基づく翻訳文の要求に関する情報が公表されている欧州特許庁のウェブサイトへの言及を含まなければならない。」が削除された。

**規則 161 出願の補正**

(1)及び(2)において、1月が6月に変更された。

**規則 162 手数料を生じさせるクレーム**

(2)において、1月が6月に変更された。